



福岡医発第 2734 号 (地)

令和 6 年 2 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

複数の診療所の管理について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課より通知が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

診療所の管理者については、医療法 12 条 2 項により、都道府県知事の許可を受けた場合に限り、複数の診療所を管理できるものとされており、この許可は、医療法 12 条 2 項第 1 号から第 5 号に該当する場合のみ、特例的に認められています。

本事務連絡は、法第 5 号の「その他厚生労働省令で定める場合」を受けた、医療法施行規則 9 条 3 項第 2 号における「その他都道府県知事が適当と認めた場合」として、「例えば、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所などは、上記の考え方に基づいて取り扱うこと」とするものです。

また、診療所の管理者は原則として勤務時間中は常勤すべき（「管理者の常勤しない診療所の開設について」（昭和 29 年 10 月 19 日付医収第 403 号各都道府県知事宛、厚生省医務局長通知））と示されていることについて、診療所が定める勤務時間を勤務しなければならず、常時連絡が取れ、速やかに対応ができる体制を確保し、管理者の責務を確実に果たすことができるようにすることが必要であるが、必ずしも診療所の診療時間中常勤である必要はないとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和 6 年 1 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長 島 公 之

常任理事 江 澤 和 彦

(公印省略)

複数の診療所の管理について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課から各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛にも周知方依頼がございました。

診療所の管理者については、医療法 12 条 2 項により、都道府県知事の許可を受けた場合に限り、複数の診療所を管理できるものとされております。この許可は、医療法 12 条 2 項第 1 号から第 5 号に該当する場合のみ、特例的に認められています。

本事務連絡は、法第 5 号の「その他厚生労働省令で定める場合」を受けた、医療法施行規則 9 条 3 項第 2 号における「その他都道府県知事が適当と認めた場合」として、「例えば、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所などは、上記の考え方に基づいて取り扱うこと」とするものです。

次に、診療所の管理者は勤務時間中は常勤すべきことと、「管理者の常勤しない診療所の開設について」(昭和 29 年 10 月 19 日付医収第 403 号各都道府県知事宛、厚生省医務局長通知)に示されております。

本件について、事務連絡では、「勤務時間中は常勤すべきこと」とは、診療所が定める勤務時間を勤務しなければならず、常時連絡が取れ、速やかに対応ができる体制を確保し、管理者の責務を確実に果たすことができるようにすることが必要であるが、必ずしも診療所の診療時間中常勤である必要はないものであるとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 27 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

複数の診療所の管理について

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれましては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 27 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

複数の診療所の管理について

今般、規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、在宅医療を提供する環境の整備の観点から、新たに管理者を配置した上で診療所を開設することが困難であるとの指摘を踏まえて、「地域の在宅医療の提供状況に鑑み、医療提供体制が不足していると都道府県が認める場合には、他の診療所の管理者がへき地や医師少数区域等の診療所の管理者を兼務可能であることの更なる整理・周知を検討する」こととされたところです。

つきましては、複数の診療所の管理に関する考え方について、下記のとおり改めて周知することに致しましたので、内容について御了知の上、管内の医療機関に対し、周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

診療所の管理者は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、診療所の円滑な運営等のため、開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けた場合を除き、他の診療所を管理しない者でなければならないとされている。

都道府県知事等の許可がなされる場合は、地域の医療提供体制が不足している場合や、施設の規模・診療時間を鑑みて複数の診療所の管理をしても各診療所の管理が適切になされる場合として、法第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げられている。法第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる場合以外についても、上記の考え方に基づいて、法第 12 条第 2 項第 5 号において、医療法施行規則（昭和 23 年省令 50 号。）第 9 条第 3 項に掲げる場合には特例的に認められ

るとしており、同項第2号では都道府県知事等が適当と認めた場合としている。

例えば、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所などにおいては、上記の考え方に基づいて、取り扱うこと。

なお、管理者は原則として勤務時間中常勤であるとしており、診療所が定める勤務時間を勤務しなければならず、常時連絡が取れ、速やかに対応ができる体制を確保し、管理者の責務を確実に果たすことができるようにすることが必要であるが、必ずしも診療所の診療時間中常勤である必要はないことを申し添える。

以上